



新成人の皆様へ

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年をとったときや、不幸にも障害になったとき、亡くなられたときに、年金を受け取ることができる制度です。

### 国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

○「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

○「納付猶予制度」

50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。納付猶予になった期間は、年金受給資格期間(25年間)には算入されますが、年金額には反映されません。なお、年金額を増やすため納付猶予になった保険料を後から納める追納制度がありますので、詳しくは、年金事務所にお問い合わせ願います。

### 2年前納(口座振替)

平成26年度4月末の口座振替分より、割引額のより大きな2年前納がご利用いただけるようになりました。2年前納の保険料は、37万7,310円(平成28年度)です。毎月納付と比べ2年分で、1万5,690円(平成28年度)の割引となります。ただし、前納の申込みは、期限がありますのでご注意ください。

〈申込期限は、下記の通りとなっております。〉

	4月	10月	3月
6ヶ月前納	← 4月～9月分は2月末まで →		← 10月～翌年3月分は8月末まで →
1年前納	←	4月～翌年3月分は2月末まで	→
2年前納	←	4月～翌々年3月分は2月末まで	→

国民年金保険料全額が、「社会保険料控除」の対象となります。2年前納された方は、以下の方法のいずれかのみを選択することができます。

- ・全額を納めた年に控除(納付済保険料の証明額が控除額となります。)
- ・各年分の保険料に相当する額を各年に控除(各年に控除する方法を選択する場合には、申告者ご自身で「社会保険料控除額内説明細書」に各年分の控除額等を記入し、控除証明書とともに申告等を行ってください。なお、「社会保険料控除額内説明細書」は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

〈お問い合わせ先〉 苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135

国の教育ローンの  
ご案内

お子さまの教育資金を  
「国の教育ローン」(日本政  
策金融公庫)がサポート!

「国の教育ローン」は、高校、  
短大、大学、専修学校、各種学  
校や外国の高校、大学等に入  
学・在学するお子さまをお持ち  
ちのご家庭を対象とした公的  
な融資制度です。

▼融資額(お子さま1人につき)  
350万円以内

▼金利  
年1.81% ※母子家庭の  
方などは年1.41%  
(平成28年11月10日現在)

▼返済期間  
15年以内 ※母子家庭の方  
などは18年以内

▼ホームページ

「国の教育ローン」で検索

▼問い合わせ

教育コールセンター

(ナビダイヤル)

0570-008656

または

03-5321-8656

室蘭気象台からの  
お知らせ

日本には現在110の活火  
山があり、そのうちの50火山  
で火山活動を24時間体制で常  
時観測・監視しています。

胆振地方の有珠山・樽前山・  
倶多楽も常時観測火山で、噴  
火警戒レベルを運用していま  
す。

噴火警戒レベルは、火山活  
動の状況に応じた「警戒が必  
要な範囲」を踏まえて、主に火  
山周辺の防災期間や住民等  
のべき行動を5段階に区分  
した指標で、それぞれのレベ  
ルのキーワードが基本的な防  
災対応となっており、レベル  
5は「避難」、レベル4は「避難  
準備」、レベル3は「入山規  
制」、レベル2は「火口周辺規  
制」、レベル1は「活火山であ  
ることに留意」です。取るべき  
行動は、気象庁ホームページ  
などで確認してください。

また、火山が噴火した時は  
火山灰が降ることがありま  
す。気象庁では降灰予報を発  
表して、降灰の範囲や降灰の  
始まる時間、降灰量などをお  
知らせしますので、火山灰が  
目に入らないように、また吸  
い込まないようにゴーグルや  
マスクなどによる防護や、外  
出を控えるなどの行動をとっ  
てください。

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

1月の相談日・24日(火)

□事前予約制 電話 0146-42-8373

□予約受付 平日の午前10時〜午後4時

□相談時間 午後1時30分〜午後4時

□相談場所

門別公民館1階 ミーティングルーム  
日高町門別本町210番地の1

【新ひだか町での開催】

1月の相談日

4日(水)・11日(水)・16日(月)・18日(水)・23日(月)・25日(水)  
30日(月)

□事前予約制 電話 0146-42-8373

□予約受付 平日の午前10時〜午後4時

□相談時間 午後1時〜午後3時

□相談場所

ひだか弁護士相談センター  
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

※相談時間が毎月変更となるため、「確認ください」

1月の相談日・24日(火)

□事前予約制 電話 01457-2-2222

(平取町役場まちづくり課広報係)

□予約受付 平日の午前9時〜午後5時

□相談時間 午前10時30分〜午後0時

□相談場所

ふれあいセンターびらとり  
平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ち  
いただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

広告